

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2015.5. Vol.63

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・①『しっかりと準備されていた公正証書遺言による遺言執行案件』
②『夫に先立たれた妻が作成した公正証書遺言』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『遺言執行者はどんなことをする人?』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

最近、ちょっと調べものするときにスマートフォン（スマホ）で検索することが増えてきました。

そこで感じるのが、各ウェブサイトの画面の見やすさ。スマホに対応しているウェブサイトは、文字が大きく見やすいデザインになっています。

現在弊社では「行政書士 銚立 榮一朗事務所」と「経営アドバイザー&財産コンサルティング Change&Revival 株式会社」の2つのウェブサイトを運営していますが、今月、Change&Revival 株式会社のウェブサイトをスマホ対応仕様にリニューアルしました。

ぜひ一度スマホからご覧ください! ⇒ <http://hokodate-eiichilaw.com>



★ぜひ営業店の皆様でご覧ください。

<サポート事例>

今回は、以前ご紹介したサポート事例の「その後」についてレポートします。

①『しっかりと準備されていた公正証書遺言による遺言執行案件』

3年前、取引先信用金庫様からのご紹介を受けて、同居する妹様（配偶者と子供なし）の相続手続きで自筆証書遺言の検認と遺言の執行をサポートさせていただいたY.A様（72才）。

その翌年、「やはり自筆証書遺言だと残された相続人が大変な目にあうから」ということで、Y.A様（配偶者と子供なし）と、同居するお兄様（81才。配偶者と子供なし）がお互いにすべての財産を相

続させるといふ内容の公正証書遺言の作成を当事務所でサポートさせていただきました。

お兄様は、遺言を作成された頃から足を悪くされ、その後、商売から身を引かれて介護施設に入居されていましたが、癌を発症し、今年1月にお亡くなりになりました。

当事務所では、お兄様が元気なときに作成された公正証書遺言の内容に従い、遺言の執行業務を担当。

法定相続人は弟・妹・甥・姪あわせて8名いらっしゃいましたが、遺言の内容の通り、店舗兼自宅不動産、自社株式、預金等すべての財産をY.A様が円滑に相続することができました。

つづき↓

<サポート事例>

今後については、Y.A 様のご自身の財産を誰にどのように遺すか道筋を立てられてから、あらためて公正証書遺言を作り直す予定です。

②『夫に先立たれた妻が作成した公正証書遺言』

昨年、取引先信用金庫様からのご紹介を受けて、ご主人様（子供なし）の相続手続きで自筆証書遺言の検認と遺言の執行をサポートさせていただいた S.K 様（92 才）。

その後、「自分が亡くなったら、世話になっている姪達が困るから」と公正証書遺言の作成を希望されていました。

S.K 様の甥御様・姪御様は全員で 11 名いらっしゃいます。

もうずいぶん長いこと疎遠になっている方もいらっしゃるそうで、日頃から自分のことを気にかけてくれている姪・甥だけにご自身の財産を遺したいと常々おっしゃっていました。

今年に入って、遠方に住んでいらっしゃる姪の方々と色々ご相談され、自分の財産を誰にどのように遺すか方針が固まったとご連絡をいただき、当事務所で遺言の原稿を作成。

遺言の作成当日は静岡から姪御さんもお越しになり、無事、希望通りの内容の公正証書遺言を作成することができました。

今後は、無理のない範囲で生前贈与を実施されて行かれる予定です。

<相談業務引き出しメモ>

『遺言執行者はどんなことをする人?』

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する者のことで、一般的には、遺言者の家族、法律専門家、信託銀行などが遺言によって指定されています。

法律専門家や信託銀行が遺言執行者となる場合は、これから先の相続手続きについては、通常、その者が中心となって進めて行きます。(※税務については、相続税・贈与税など資産税に明るい税理士との連携がポイントとなります。)

家族の方が遺言執行者となる場合は、必要に応じて、法律専門家等に相談しながら、または、信頼の置ける専門家等に遺言執行事務を委任して、これから先の相続手続きを進めて行きます。

なお、公正証書遺言の場合はほとんどのケースで遺言執行者が指定されていますが、自筆証書遺言の場合で遺言執行者の指定についての定めがないときは、必要に応じて、家庭裁判所において遺言執行者の選任手続きを行います。

遺言執行者は、遺された遺言に基づいて、順次その内容を実現して行きます。具体的には、遺言者が借用中の貸金庫契約の解約、預貯金その他の金融資産の名義変更、払戻し、解約等のほか、医療費、公租公課その他の債務の支払い、生命保険の請求手続きなど、遺言執行に必要な一切の行為を行いません。

遺言執行の完了後、遺言執行者は、各相続人・受遺者に対して任務の完了を通知します。

<編集後記>

先日、母の日に母親を連れて近所の鰻屋に行ってきました。ゆっくり鰻を食べながら母の近況を聞くのですが、どうやら恒例の行事になりそうです。その翌週、父が愛用していた血圧計の調子が悪いということで、父親を連れて近所の電気屋へ。値頃感のあるオムロン製の最新機種を購入し、父にプレゼントしました。どちらも小さな親孝行ですが、喜んでもらえたら嬉しいですね。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

「いざというときに相談できる
専門家とパイプを作る方法」

↓ 詳細はコチラ ↓

<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>



※異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!